

令和7年度 家族介護用品(おむつ)支給事業について

【制度の概要】

在宅の寝たきりで失禁のある高齢者を介護する家族を支援するため、おむつを現物支給する制度です。下記の条件を満たし、支給を希望する人が支給対象となります。窓口は担当のケアマネジャー(ケアマネジャーがおられない場合は、管轄の地域包括支援センター)となります。

＜支給対象者＞ 次の条件(1)と(2)を満たす人

(1)現に伊丹市に住所を有し在宅、介護保険の要介護4又は5の認定者で、失禁のある人を介護する家族

(2)同居している世帯の全員が市民税非課税者の人(生活保護受給者は対象外です。)

※要介護者が独居であっても家族が近隣に居住し日常的に介護している場合は、同居と同じ取り扱いとなります。

○非課税の確認は、市役所にて①市民税の申告 ②課税証明書を取得して 非課税かご確認ください。

○無収入で市民税の申告をしていない人も、市役所で市民税の申告を済ませてください。

【支給おむつの種類等】

令和7年度の契約業者は 株式会社セレクト になります。今年度の単価は下記のとおりです。

配達日は前月末～月初となります(年末年始を除く)。

	品 目	1パックの枚数		1パック額	
				(消費税含む)	
紙おむつ	パンツ型 (はくパンツ)	S	22 枚	1,320 円	・給付限度額(月額)は、6,900円です。(税込) 超過分については全額自己負担となります。 ただし、おむつはパック単位です。 (例) パンツ型3パック ×1,320円=3,960円 オープンパンツ型1パック×1,650円=1,650円 合計 <u>5,610 円</u>
		M	20 枚		
		L	18 枚		
		LL	16 枚		
	オープンパンツ型 (テープ止め型)	S	22 枚	1,650 円	
		M	20 枚		
		L	17 枚		
パ尿裤取り	尿取りパッド(男女兼用)		60 枚	1,100 円	・おむつの種類・量は月単位で変更できますが、担当のケアマネジャーと相談し、計画的に申請してください。 ・おむつは、あらかじめ配達日を連絡した上で、月に1回まとめて宅配します。配達日には必ず申請者もしくはご家族様など在宅の上、受け取りをお願いします。
	尿取りパッド(長時間用)		30 枚	800 円	
	夜用パッド		30 枚	1,210 円	

注意 利用額の1割は自己負担となります。(市は、利用額の9割を助成します。)

上記(例)のように、ひと月の利用額が5610円になる場合、 $5,610円 \times 1割 = 561円$ (1円未満切り捨て)

が自己負担となります。毎月の配達時に業者から請求がありますので、直接支払ってください。

残り9割分の5,049円は、市の負担分となります。

【ケアマネジャー等にご協力していただくこと】

①ご担当の方から、この事業の利用希望があった際、利用希望される方(以下、利用者)に申請書を記入していただき、伊丹市地域・高年福祉課までご提出ください。

②利用者からおむつの個数やサイズなどの変更を受けた場合は、変更申請書を利用者に記入していただき、伊丹市地域・高年福祉課までご提出ください。

(※①、②の申請書類について、毎月20日までに提出していただければ翌月の月初に配達できます。)

③その他、利用者が施設入所や入院された場合おむつが支給できなくなるため、伊丹市地域・高年福祉課へご連絡ください。ご連絡が無い場合は利用者の全額自己負担となります。

○問合せ先

伊丹市地域・高年福祉課 電話番号:072-784-8099